

特別市の法制化に反対する要望

令和8年5月12日

特別市の法制化に反対する要望

近年、指定都市市長会は、道府県から独立する特別市の法制化を目指す運動を活発に展開し、国の第34次地方制度調査会でも、本格的な議論が行われている。

この地方制度調査会では、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担も審議されており、こうした議論の中で、周辺自治体や道府県全体への影響を十分に検証・配慮した上で、大都市制度の見直しを検討することに異論はない。

しかし、道府県に包含されない一層制の自治体である特別市が、大都市制度の選択肢の1つとして実現し、指定都市域内の道府県の権限や税財源のすべてが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼす。

神奈川県では、人口の約3分の2を3指定都市が占めているが、仮に特別市制度が実現すれば、県の担う広域的、調整的機能や財政基盤が著しく弱体化し、県としての機能が成り立たなくなるおそれがある。

まず、これまで一体的に行われてきた医療、教育、広域的なインフラ整備や水源環境保全等の住民サービスや調整機能について、資源の偏在する指定都市が巨大な一層制の特別市になって道府県と分断されれば、残された市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難になることが予想される。また、災害対応や警察事務などの住民の命や生活に関わる広域行政事務についても、地域の分断による直接的な悪影響を受ける懸念があり、看過できない。

さらに、財政面からの影響についても、指定都市が、不足する税財源を財政状況の厳しい同じ地方から奪うことで、特別市に税財源が集中すれば、是正すべきいわゆる東京一極集中と同じような構造が全国各地で生まれ、特別市とそれ以外の市町村との間で格差の拡大が生じかねない。ヒト・モノ・カネが大都市により一層集中することで、それ以外の地域で人口減少や社会活動の縮小につながることは明らかであり、残された市町村は成り立たなくなる。

このようなことから、極めて大きな課題や懸念のある特別市制度は認められない。我々、神奈川県内の3政令市を除く全16市長は、特別市の法制化に強く反対するとともに、法制化阻止に向け必要な対応をとっていただくよう、神奈川県知事に対し要望する。

令和8年5月12日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

横須賀市長	上地	克明
平塚市長	落合	克宏
鎌倉市長	松尾	崇
藤沢市長	鈴木	恒夫
小田原市長	加藤	憲一
茅ヶ崎市長	佐藤	光
逗子市長	桐ヶ谷	覚
三浦市長	出口	嘉一
秦野市長	高橋	昌和
厚木市長	山口	貴裕
大和市長	古谷田	力
伊勢原市長	萩原	鉄也
海老名市長	内野	優
座間市長	佐藤	弥斗
南足柄市長	加藤	修平
綾瀬市長	橘川	佳彦